

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の改正について

令和7年（2025年）8月

経済部産業振興局産業振興課

北海道産業振興条例に基づく助成措置（企業立地の促進）の改正

1. 助成制度見直しの背景

- 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例（産業振興条例）は、条例の附則に基づき、5年を経過するごとに社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとしている（前回の見直しは令和3年度に点検・検討を行い、令和4年度に条例施行規則を改正）。
- 次世代半導体の製造拠点や大型のデータセンターの立地、北海道・札幌GX金融・資産運用特区の指定等の企業立地を取り巻く環境の変化を踏まえ、次期見直し（令和9年）を待つことなく、企業立地の更なる促進を図るため、令和6年度の本審議会でのご意見を反映させながら、本年4月に条例施行規則の一部を改正。

北海道産業振興条例に基づく助成措置（企業立地の促進）の改正

2. 改正の内容

（1）GX関連産業の誘致に向けた見直し

【半導体関連産業】

- ・限度額を10億円から15億円に拡充
- ・成長産業分野に「半導体関連産業」を創設
- ・半導体関連の製造に附随して行う回路設計を「半導体関連産業」の対象に追加
- ・高度物流関連事業の対象に高圧ガス等の保管倉庫を追加

【データセンター】

- ・限度額を5億円から15億円に拡充
- ・消費電力の60%以上を再生可能エネルギーで賄うデータセンターを対象

【その他】

- ・海底直流送電、電気及び水素運搬船等の製造業を成長産業分野の対象に追加

【審議会での主なご意見】

- ・半導体などの関連産業の集積を後押しするためには、業種の縛りをもう少し緩やかに、幅広にすることも考えられる。

- ・北海道・札幌GX金融資産運用特区が実現したことで、GXを契機にして、全道全域で経済発展を目指す視点が重要。

北海道産業振興条例に基づく助成措置（企業立地の促進）の改正

<見直し状況一覧>

	G X 関連産業	現在の限度額	見直し後の限度額	
8つのGXプロジェクト + 新エネ	洋上風力関連産業	洋上風力発電施設（発電事業） 関連装置等製造 例）ナセル製造／ブレード製造	1 億円 1 0 億円	1 億円 1 0 億円
	合成燃料 （S A F 等）	合成燃料製造 原料製造 例）水素製造	1 5 億円 1 5 億円	1 5 億円 1 5 億円
	水素	水素製造 関連製造業 例）燃料電池製造 関連製造業 例）水電解装置製造 輸送・貯蔵物質製造 例）水素吸蔵合金製造	1 5 億円 1 0 億円 3 億円 → 拡充 1 5 億円	1 5 億円 1 0 億円 1 0 億円 1 5 億円
	蓄電池	蓄電池製造 関連装置等製造業 例）ナトリウム製造	1 0 億円 1 5 億円	1 0 億円 1 5 億円
	次世代半導体	半導体製造（次世代に限らない） <回路設計（製造に付随して行う場合）> 関連装置等製造業 例）半導体製造装置製造 部材製造 例）ウエハ製造／フッ化水素酸製造	1 0 億円 → 拡充 × → 対象化 1 0 億円 → 拡充 1 0 億円 → 拡充	1 5 億円 1 5 億円 1 5 億円
	データセンター	データセンター事業	5 億円 → 拡充	1 5 億円
	海底直流送電	関連製造業 例）送電線製造	× → 対象化	1 0 億円
	電気及び 水素運搬船	電気及び水素運搬船製造 関連製造業 例）蓄電池製造	× → 対象化 1 0 億円	1 0 億円 1 0 億円
	新エネルギー	風力・水力・地熱・バイオマス発電施設（発電事業） 関連装置等製造 例）タービン／発電機製造	1 億円 1 0 億円	1 億円 1 0 億円

※ 1 5 億円に引き上げるもの ～ 半導体関連産業やデータセンターを重点的に誘致するため、現行の助成制度の最高限度額である自動車関連製造業等と同様に設定

※ 補助対象への追加 ～ G X 推進税制と合わせ、8 つの G X プロジェクト及び新エネルギーについて、補助対象としていなかった事業を対象に追加

北海道産業振興条例に基づく助成措置（企業立地の促進）の改正

(2) 雇用要件の見直し（類型Ⅱ）

雇用増の要件を「5人以上」から「3人以上」に緩和

- ・人手不足が一層深刻化する中で、企業においては省人化投資による対応が進んでいるため、要件を緩和する。

【審議会での主なご意見】

- ・人材の道央圏への集中が懸念されることから、一部地域については雇用要件を撤廃することも検討してはどうか。
- ・雇用要件は企業規模別の設定という考え方もあるのではないか。
- ・労働力不足や生産性向上などにより様々な意見があることから、引き続き情勢を勘案しながら、雇用要件を検討してはどうか。

(3) 地域への立地促進に向けた見直し

過疎法の対象地域かつ地域未来投資促進法の適用地域は、助成率を1%加算

- ・地域への立地を促進していくため、過疎法の対象地域（152市町村）のうち、地域未来投資促進法の適用地域の助成率を加算する。

- ・道外からの企業誘致の促進と道内全域にあるポテンシャルを引き出すことをセットにして、制度設計に取り組むことも重要。
- ・この機会にいろいろな助成を使って、北海道全域で事業が広がるような対応をしてはどうか。
- ・一時的に特定の地域が成長することはよくあり、それをどういう形で他地域に波及させていくのか難しい問題であるが、検討してはどうか。

3. 規則改正日

令和7年4月1日 改正規則施行